

客席は観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦等ができるよう劇場やホール、体育館などに設けた観覧等のためのスペースである。

このため、多様な障害に対応した客席を設けることが必要である。

●共用できる空間づくり

- ・ 座席は通路側の肘掛を跳ね上げ式とし、通路壁面に手すりを設けたり、上演時間以外は照度を確保するなど、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

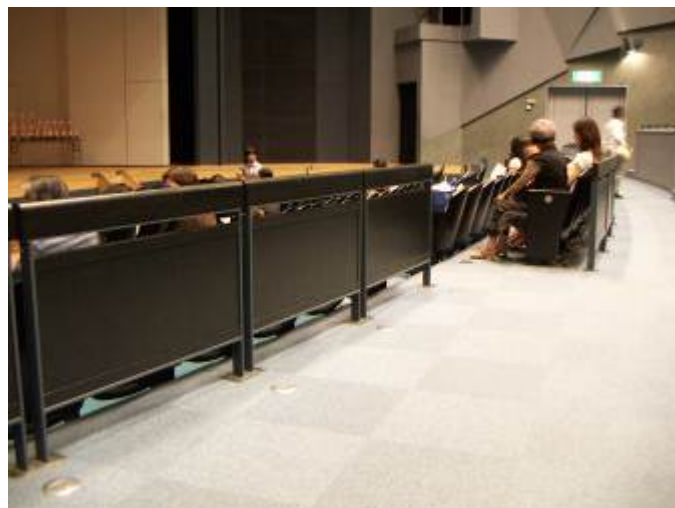
●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者が見やすく、避難しやすい位置に、十分な広さと安全性に配慮した観覧スペースを設置する。また、介助者が同行する場合があることも考慮する。
- ・ 出入口から車いす使用者が利用できる客席まで、通行しやすく安全な経路を確保する。
- ・ 視覚障害への配慮として、視覚情報を補う音声情報を提供する。
- ・ 座席番号を点字表示するなど、座席位置を確認しやすくする。
- ・ 聴覚障害の聴力や情報受信の方法は、人によって様々である。利用者に応じて集団補聴設備、手話通訳、要約筆記が選択できるよう整備する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 乳幼児同伴の観覧者に配慮して、周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室などを設ける。乳幼児同伴の利用者以外にも必要とする人が利用できるよう配慮する。

車いす使用者の利用できる観覧スペース



駐車場は自動車を運転して目的地を訪れ、施設を利用する際に、自動車の駐車、乗降のために必要となるスペースである。

高齢者や障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段の一つである。このため、駐車場を設置する際には、すべての人が円滑に、安全に利用できる駐車施設を確保する。

●共用できる空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者の利用やベビーカーを使用する場合の利用に配慮した駐車施設とすることをめざす。
- ・ 発券機や精算機等を設ける場合は、利用しやすい位置や操作のしやすさに配慮する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ すべての駐車施設を車いす使用者等の利用に配慮した駐車施設としない場合は、車いす使用者用駐車施設を別途設置する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は車いすが乗降するのに十分な空間等を確保し、建築物の出入口まで安全に短い距離で移動できるよう整備する。
- ・ 視覚障害者の利用を考慮し、乗降車場から建築物の出入口まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設した安全に歩ける経路を設ける。発券機や精算機等を設ける場合は、聴覚障害などにも配慮したものとする。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 誘導、空き情報や利用可能な対象者などの情報を分かりやすく表示する。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を分かりやすく表示し案内・誘導する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 多くの車いす使用者は、自ら傘をさして車いすを操作できず、自動車の乗降に時間がかかるので、雨に濡れないよう配慮する。
- ・ 車いす使用者用駐車場の適正利用について考慮する。

●安全な空間づくり

- ・ 車いす使用者が安全に乗降できる車寄せを設ける。
- ・ カーブミラーを設置するなど安全性に配慮する。

駐車施設の整備例



案内表示は、位置や誘導・規制等の情報を正確に伝えるための提供手段であり、非常に重要な役割を担っている。

見やすさや設置位置などを工夫するとともに、障害により情報の受発信には様々な制限があるため、多様な方法で情報を提供する。

●共用できる空間づくり

- ・ 空間の中で案内表示の位置を認識しやすくするようデザインする。
- ・ 目線から表示が見える位置に案内表示を大きく表示するなど、身長や視力（弱視等）によらず分かりやすいものとする。
- ・ 掲載情報の精査をするとともに、認識しやすいシンプルなデザイン、図と地の大きなコントラスト、色覚障害にも見やすい色使いなどとし、できるだけ標準化されたものを使用する。
- ・ 案内表示は光の反射等により見にくくならないよう仕上げや照明などに配慮する。
- ・ 出入口や受付、エレベーターホールなどでは、分かりやすい案内表示を設ける。また、誘導案内は連続的に設置する。
- ・ 視覚障害者誘導ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置には十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害への情報提供は、視覚的な情報のかわりに音声や点字、触知案内により行う。
- ・ 歩道等から案内設備までの経路を、視覚障害者誘導用ブロック（線上ブロック）で誘導する。また、注意喚起や設備等の位置を案内するために視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。他に手すり、音を活用することも有効である。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは誘導、注意喚起のために設置するものである。JISにより定められたものを用い、周囲の床とのコントラストを大きくとるなど使いやすいものとする。
- ・ 弱視者や色弱者は、色と色の違いを見分けにくい特性を持っているため、見分けにくい色の組み合わせを避ける。
- ・ 聴覚障害への情報提供は、聴覚を通しての音声情報のかわりに文字や光、振動などで提供することが原則である。
- ・ 聴覚障害者に対して人による対応が準備されている場合は、耳のシンボルマークを表示する。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 知的障害者、児童等が分かりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行う。施設によってはルビ

を打つなどの対応も行う。

- ・ 外国語を併記するなど、国際化に対応する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 建築物の主要な出入口や困ったときにどこに行くとよいか表示する。
- ・ 車いす使用者に配慮した設備・スペース、オストメイト対応・乳幼児用ベッドの設置された便所など、配慮した内容について案内表示する。

●安全な空間づくり

- ・ 電波利用（発生）機器の設置にあたっては、人工心臓など植え込み型医療機器の利用者への注意を促す表示をする。

案内表示整備例



浴室等は脱衣室、洗い場、浴槽からなり、脱衣から着衣に至る一連の入浴動作を想定し、整備することが必要である。

十分な空間を確保し、手すりなどを設けて一連の動作に対応する。また、高齢者や障害者等にとって転倒等の発生しやすい危険な場所であるため、安全性に配慮する。

●共用できる空間づくり

- ・ 容易に安全に利用できるよう、浴室等には段を設けないようにするとともに、床仕上げや出入口の構造に留意し、手すりを設置する。
- ・ 設備・備品類は高齢者や障害者等が安全に利用でき、使いやすいものとする。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、介助がある場合も含め十分な空間を確保した浴室を整備する。
- ・ 車いす使用者が利用しやすいよう、浴槽は車いすで寄りつきやすい高さとし、手すりの設置によって浴槽とシャワー用いすへの水平垂直の移動をやすくする。
- ・ 視覚障害者が利用できるよう、色、照明、形状や触覚等により空間や設備を識別しやすくする。

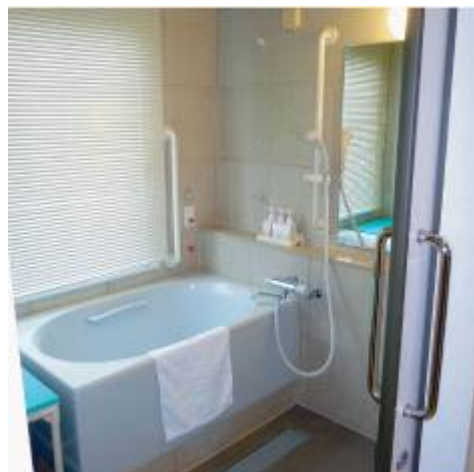
●使いやすい空間づくり

- ・ 介助者が異性の場合でも利用できるよう、別途更衣室を用意するなど配慮する。

●安全な空間づくり

- ・ 転倒時にもけがをしにくい床材とする。
- ・ 転倒や体調の変化に対応するため緊急通報ボタンを設置する。

車いす対応の浴室例



客室はベッド等を備えた宿泊・休憩のための施設である。
街のバリアフリー化が進み、高齢者や障害者等が、積極的に観光等の目的で外出できるようになってきているため、客室においても、すべての人が安心して利用できるよう配慮した整備が必要である。

●共用できる空間づくり

- ・ 客室は段差をなくし、空間にゆとりをもたせるなど、車いす使用者が利用できる客室とする。
- ・ 表示や設備・備品等について、高齢者や障害者等に分かりやすく、利用しやすいものとする。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 出入口、通路、便所、浴室等、車いす使用者が利用しやすい客室を一般用客室とは別に設置する。
- ・ 部屋番号を浮き彫り文字で表示するなど、視覚障害者に部屋の位置が分かりやすくする。
- ・ 聴覚障害に配慮し、客室内にいても外部との音声によらないコミュニケーションを可能にする。

●分かりやすい空間づくり

- ・ 視覚障害に配慮し、鍵の操作やスイッチ類の位置、家具の配置など分かりやすいものとする。

車いす対応の客室例



カウンター、記載台、公衆電話台は台上で手続き等を行う場所であり、すべての人が利用できるよう、カウンター等の高さや照度に留意する。また、視覚・聴覚障害等に配慮したものとする。

●共用できる空間づくり

- ・ 車いすでの利用や子どもの利用に配慮し、高さを低くしたカウンター等を設置する。また、車いすが寄り付けるような空間を周囲に確保する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 呼び出しは、音声と視覚により行う。特に、聴覚障害者は音声を聞くことはできないので、聴覚以外の方法で呼び出しを行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 手すり等の設置、白杖や杖を立てかける場所、荷物置き場の確保など、来客の使いやすさを第一に考える。
- ・ 高齢者や弱視者が書類記入などの受付作業を円滑に行えるよう、カウンター上の照度を確保する。

カウンターの整備例



授乳室やおむつ替えの場所は、乳幼児連れにとって、外出先で非常に重要となる。乳幼児連れが利用する施設では、授乳室やおむつ替えの場所を設置し、他者を気にせずゆったりと子どもの世話ができるように配慮する。また、おむつ替えは性別によらず利用されることも考慮する。

●共用できる空間づくり

- ・ 乳幼児連れの利用が想定される施設では、授乳室を設置する。
- ・ 仕切りなどを設け、プライバシーの確保に配慮し、世話をする人の性別によらず授乳やおむつ交換ができるようにする。
- ・ 出入口付近や施設の全体案内板で、授乳室やおむつ替えのできる場所を案内する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 視覚障害者が授乳室等を利用できるよう、必要な案内を点字等により行う。

●使いやすい空間づくり

- ・ 授乳室を整備する場合、授乳とおむつ替えの両方ができる部屋とし、あわせて荷物置き場を設置するなど使いやすさに配慮する。

授乳やおむつ替えの場所の整備例



手すりは、高齢者や障害者等にとって、安全確保（転倒防止）、立上がり補助（身体支持）、移動補助、また視覚障害の誘導のために必要な設備である。そのため、目的にあわせて適切な場所に使いやすい手すりを設置する。

●共用できる空間づくり

- ・ 傾斜路や段のあるところでは連続して手すりを設置する。
- ・ 高齢者・障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、階段や傾斜路に加え、玄関ポーチ、玄関・廊下、エスカレーター等にも連続して手すりを設置する。
- ・ 身長によらず利用しやすいよう、2段手すりを設置する。
- ・ 便所や浴室には移乗等動作補助用の手すりを設置する。
- ・ 握りやすい形状、快適に使用できる素材など使いやすいものとする。
- ・ 片まひの場合でも使用できるよう、左右両側に手すりを設置する。

●複数の手段が用意された空間づくり

- ・ 施設の用途により、誘導用手すりを設ける必要があるが、設置できない場合にあっては、手すりに代わる案内を設ける。
- ・ 手すりの端部等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。

●使いやすい空間づくり

- ・ 便所に手すりを設ける際には、洗浄ボタン等との位置関係に気を付ける。
- ・ 将来新たな手すりをつけることが可能なよう下地を設けるなどする。

●安全な空間づくり

- ・ 袖の引掛りを避けるために、端部を処理するなどを行い、危険性のないものとする。
- ・ 手すりを設置する場合、衝突しないよう、他の設備の配置に注意する。

階段の2段手すり



